

いじめは重大な人権侵害であって、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、学校における教育活動の効果を著しく損ねることにもなりかねない。いじめは、人として卑怯な行為であり、絶対に許されない行為である。

板橋区立板橋第五中学校では、「思いやりのある 健康な生徒」を育成するとの教育目標に則り、すべての生徒が互いの人権を認め、人格を尊重し、いじめが許されない行為であることを理解し、力を合わせていじめのない学校づくりに取り組むことを目指す。

このため、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」、「板橋区条例」に基づき、全教職員の共通理解や保護者・地域、関係機関との連携を図ることを目的に、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下の通りに定める。

## 1 いじめ防止対策の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (2) いじめの理解

いじめは、身近な問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりどの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうるという認識のもと、その対策には危機感をもって臨む。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）や「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成することが大切であることをふまえて指導する。

### (3) いじめ防止等の基本方針

- ① いじめは絶対に許さないとの姿勢の下にいじめられている生徒を徹底して守る。担任等で抱え込まず、学年主任・管理職・いじめ防止対策委員会に報告して組織的に対応し、いじめを根絶する。
- ② いじめは絶対に許さないとの指導を徹底し、生徒にいじめを認めないという主体的な姿勢を身につけ

させるとともに、周囲の生徒の発信を促すための主体的な取り組みを支援する。

- ③ いじめのない学校づくり・学級づくりをすすめるとともに、あたたかいかかわりを意識し、いじめの起こりにくい環境づくりをする。
- ④ いじめの防止にあたっては、保護者・区教委・所轄警察や関係諸機関とも情報を共有し、連携して迅速に対応する。
- ⑤ すべての生徒が安全に、安心して学校生活を送り、学業や部活動に集中することができ、登校を楽しみにすることのできる学校を目指す。

## 2 いじめ防止等の為の具体的な取り組み

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

#### ① 委員会の設置目的

担任や部活顧問など個人での対応になることがなく、組織で対応することにより複数の目で見ることができ、複数での対応を組織的に行うため、この委員会を設置する。

#### ② 委員会の構成

学校長を委員長とした運営委員会の出席者で構成する。

I 学校長 II 副校長 III 生活指導主任 IV 各学年主任 V 教務主任 VI 進路指導主任  
VII 養護教諭

#### ③ 委員会の開催

週1回の定例会（運営委員会於）を開く。また、状況に応じて、臨時会を開く。

#### ④ 委員会の役割

いじめ防止等のための年間計画の作成や生徒の実態把握に努めるとともに、事案発生の際の指導、支援体制、対応方針、再発防止に向けての取り組みを検討し、指示する。

### (2) 学校サポートチームの設置

#### ① サポートチーム設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合には、いじめ防止対策委員会と適切に連携・協力し、支援する組織として、このサポートチームを設置する。

#### ② サポートチームの構成

I 警察署員 II 児童相談所児童福祉司 III 子ども家庭支援センター職員 IV 民生・児童委員  
V 学校医 VI スクールカウンセラー VII スクールソーシャルワーカー その他必要なメンバー

### (3) 未然防止

① 未然防止を主軸とし、学校行事や学級活動等をとおして「いじめは絶対に許さない」という学校全体の雰囲気醸成する。また、コミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる集団づくりを行う。

② 人権教育プログラムの「人権感覚・教職員のチェックポイント」を活用し、教職員自らの人権感覚を日常的に振り返り、いじめを見逃さない教員集団となる。

③ 道徳教育や人権教育を充実させ、いじめに向かわない態度を育成する。

④ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。

⑤ 学校だよりや学年だより、保護者会などを通じた家庭との連携・協力を図る。

### (4) 早期発見

① いじめに対する感覚を鋭敏にもち、全教員による校内巡回等を活用して生徒を観察し、生徒の変化やいじめの兆候・発生をいち早く把握する。

② 教育相談期間を複数回設定し、生徒の学校生活の様子を把握する機会を定期的に設けるとともに、日々の会話や月1回のアンケートなどで生徒のサインを見逃さない。

- ③ 三者面談やスクールカウンセラーの相談活動により、相談の機会を積極的に設けるとともに、保護者への支援・助言を行う。

#### (5) 早期対応

- ① 様子がおかしい場合は、保護者と連携し学校での様子を観察した上で、複数の意見も参考に判断する。
- ② 事実の確認と安全の確保を速やかに組織で行う。必要に応じて学年集会などの措置をとる。
- ③ 軽微なことであっても見逃すことなく、速やかに適切な指導をする。

#### (6) 対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、次のような対応に取り組む。

- ① いじめを受けた生徒に対する状況や心情の聞き取り及び生徒へのケアを行う。
- ② いじめを行った生徒に対する事実確認や心情の聞き取り及び再発防止に向けた指導や支援を行う。
- ③ いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、重大事態につながる可能性があると考えられる場合等は警察への相談・通報、連携を行う。
- ④ 原因の如何に関わらず、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ⑤ 謝罪等の場を設定し、相互理解を行い、今後の関係が円滑になるよう指導していく。
- ⑥ 原因の確認と、それでもいじめは許されることではないことを指導する。
- ⑦ 謝罪の場を設定し、決着をつけさせる。
- ⑧ 「いじめに関する児童・生徒の記録（個表）」を作成し、情報の共有を図る。
- ⑨ 事後も被害生徒の見守りを継続する。

#### (7) 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ① 学級担任と特別支援教室教員の連携を定期的、継続的に行う。
- ② 当該生徒に関する情報を教職員で共有する機会を確保する。

#### (8) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① 様々な場面で、生徒・保護者への情報モラル教育の推進を行う。
- ② いじめを認知した場合は、迅速に実態を解明し対処するとともに関係機関との連携を行う。

#### (9) 評価

- ① いじめ防止委員会で、早期発見や対応の取り組みを振り返り、今後の具体的な取り組みや対応の改善に活かす。
- ② いじめ防止基本方針については、年に1回内容の検討と確認を行うとともに周知徹底を図る。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

- ① 重大事態とは、いじめにより生徒の心身や生命、もしくは財産などに重大な被害が生じた疑いがあった場合を基準とする。
- ② いじめが原因で当該生徒の欠席が続いた場合も同様と考える。国の基本方針の30日を目安とするが、日数にとらわれず、生徒の状況に応じて迅速に対応する。
- ③ その際、保護者・区教委・所轄警察や関係諸機関と連携して事実関係を明らかにし、解決に努める。

#### (2) 調査・報告

- ① 事実関係を明らかにするために、校長を委員長とする教職員による「いじめ調査委員会」を設置して調査にあたり、当該生徒からの聞き取りや一般生徒へのアンケート調査等を行い、事故報告書を作成して区教委へ報告する。
- ② 事故報告書をもとに保護者に説明し、家庭と学校の両輪での解決を目指す。及び再発防止にも努める。